

〔翻訳〕

独立革命期におけるアメリカ的法人の革命的諸起源（上）

ポーリン・メイアー* 著
高嶋 正晴** 訳

訳者前書き

本論文は、Pauline Maier, “The Revolutionary Origins of American Corporation,” *The William and Mary Quarterly* 3rd. Series, vol.50, no.1 (January 1993), pp.51-84 を訳出したものである。本号では、その上篇として、前半部分にあたる51頁から65頁までを訳出した。

メイアー教授は、マサチューセッツ工科大学のウィリアム・R・ケナン二世講座のアメリカ史教授である。彼女は、1968年にハーヴァード大学より歴史学博士号を取得し、これまでに『抵抗から革命へ——植民地急進派とイギリスに対するアメリカの抵抗の発展 1765-1776年 *From Resistance to Revolution: Colonial Radicals and the Development of American Opposition to Britain, 1765-1776*』（1972年）や『アメリカ人民の歴史 *The American People: A History*』（1986年）などの著作をものしており、最近著に『アメリカの経典——独立宣言の形成 *American Scripture: Making the Declaration of Independence*』（1997年）がある。

メイアー教授はこれまで長く、独立革命から南北戦争までの時期にアメリカ独立革命が与えた広範な諸影響について研究を行ってきており、本論文はその研究成果の一部をなすものである。この論文は、1990年の学会報告のために準備された論文「法人化をめぐる議論——初期共和国におけるマサチューセッツ *The Debate over Incorporations: Massachusetts in the Early Republic*」から発展させたものであり、同学会用論文は、後にコンラッド・E・ライト編『新国家におけるマサチューセッツ州』（Conrad Edick Wright, ed., *Massachusetts in the New Nation*, Boston, 1992, pp. 73 - 117）に収録された。また、本稿へといたる中間的な論文は、1991年4月カリフォルニア大学バークレー校でのジェファソン記念講演として発表された。

本論文は、アメリカ法人形成史、とりわけ、アメリカ独立革命とアメリカにおける法人形成との関連を論じた最新の研究として評価されうるものであり、独立革命期（メイアー教授によれば1765年から1789年までがその時期にあたるという）にその数が急激に増加した法人が、共和政体、都市、経済発展などとの関係の中でいかにしてアメリカ独自の発展を遂げてきたかを論じている。ちなみに、本論文が発表された『ウィリアム&メアリー・クォータリィ』誌は、ヴァージニア州ウィリアムスバーグにある初期アメリカ歴史文化オモフンドロ研究所 *The Omohundro Institute of Early American History and Culture* (<http://www.wm.edu/oieahc>) が発行する雑誌で、アメリカ建国初期の歴史に関する学術誌としてもっとも主要なものの一つである。

なお、本稿では、「state」の訳語を「州」で統一した。アメリカ史では通常、合衆国成立の1788年以前の「state」は「邦」、以後は「州」と呼ぶ。すなわち、「邦」は1777年の大陸会議で採択された連合規約にもとづいて連合規約国家を形成した13邦〔旧植民地〕を指す。なお、これら13邦は、1783年に米英講和条約によってイギリスから独立し、1788年に合衆国憲法を採択して連邦国家アメリカ合衆国として成立した。なお、本文中の「[]」は、著者による補足であり、「{ }」は訳者による補足である。また、註番号は上下篇を通じて、通し番号とする。

* マサチューセッツ工科大学教授

** 立命館大学非常勤講師

アメリカ独立革命に関する重要な未解決問題の一つは、なぜ1780年代に諸州の州議会が記録的な数の法人を創出しはじめたのか、という問題である。イギリスからの独立とともに、州議会は、イギリスでは国王の大権であった法人化の権限 the power to incorporate を獲得した。しかし、その権限を行使しようという州議会の意欲は、今もって不可解なものである。というのも、法人はかなりのところ、旧秩序の一部分を構成するものと考えられていたからである。フランス革命期の1791年に、フランスはそうした法人を完全に法的に無効にした¹⁾。疑いないのは、アメリカでの法人の急増は、〔人民に対しての〕立法権の権能附与の意識を反映したものであったし、また新生国家にあった“進歩”に対する広範な熱意に乗じたものでもあった。しかし、社会経済的発展は、法人設立とは異なる別の仕方によってでも達成することが可能であった。たとえば実際、イギリスは1720年の泡沫法成立とそれから105年後のその撤回までの間、実業ないし利潤追求の目的のために法人を発展させることを中止していた。ここでは、〔法人格を有しない〕合名会社 partnership が、産業革命を特徴づける法的装置となった²⁾。アメリカ合衆国においては、それとは対照的に、とりわけ1780年代にごく少数の実業法人 business corporations が創出されたが、その数は1830年代までに乗数的に増加し、その当時、「道路や運河建設、銀行・保険・製造業経営といった、まったくの経済目的のための法人設立のチャーター〔設立認許状・定款 charter〕」が、「他のどの国よりも……数多い」ことが認知されていた³⁾。

この謎に加えて、法人に対する強力な反対にもかかわらず、法人の数が増加したこともまた

謎である。1780年代、1790年代のアメリカ人は、フランスおよびイギリスの反法人の見解を、独立革命の諸理念にその権威づけの基礎を置いて洗練させていき、それら見解をルイス・ハーツ Lewis Hartz のいう“反チャーター・ドクトリン anti-charter doctrine”へとまとめあげた。〔1787年フィラデルフィアでの〕憲法制定会議において法人化の明確な権限を連邦議会に対して与えることに失敗したこと（おそらく、そのような権限付与が合衆国憲法の批准をよりいっそう危険にさらすのではと恐れていたためであろう）、そして1791年のアメリカ合衆国第一銀行の議会による法人化に対して生じた反対意見の奔流といった事柄は、アメリカ的法人の中心的創出者として、また法人に反対する主張がもっとも十全に展開された場として、州を確立するのに寄与した。アメリカ独立の直後、ペンシルヴァニア州といった諸州において具体化した反チャーター・ドクトリンは、19世紀においても存続したが、法人に対するアメリカ人たちの熱狂の勢いを削ぐまでには至らなかった。ニューヨーク州の大法官 Chancellorであったジェイムズ・ケント James Kent は1827年にこう観察していた。すなわち、「法人化の法律に対しての需要は継続的に高まってきており、その傾向はますます著しくなっている。それはどうあっても変えようがないかのように見え、……私たちはそれに抗する道徳上の手段を何も持っていないかのようなのである」、と⁴⁾。

アメリカ合衆国においてその法人発展が早なりであったということは、立法者〔議員〕たちおよび法律専門家たちが単純にヨーロッパ・モデルに追随しえず、なんらかのモデルを考案せざるをえなかったということを意味していた。彼らが創りだした諸制度は、そのもっとも近接

し先行していたイギリスの制度とも、また19世紀中葉についてその姿を現わしたイギリス的法人とも、決定的な点で相違していた。アメリカ的法人は、それに形態を与えた社会を誠実に反映していたのであり、またアメリカ独立革命の意味とそれがもたらした影響についてかなりのことを示唆してもいる。すなわち、独立革命は、逆説的ではあるが、法人発展の好機を提供するとともに、法人に対しての反対をも活発化させたかのようにみえる。

そうした逆説を解明し、アメリカ的法人の誘引力を説明するために、本論は、その大半をマサチューセッツ州およびペンシルヴァニア州の記録資料に基づいて、またこれらの州およびその他諸州に関する二次的な研究のいくつかにも基づいて、法人発展の初期の地域的パターンを検討する。次いで、法人に反対して現れた主張に目を向け、それらの主張が都市〔ないし地方〕自治法人 municipal corporations や実業法人に対して与えた諸影響を見る。そうした作業から示唆されるのは、反チャーター・ドクトリンへの賛同者たちは、このハーツの用語が含意するような、あらゆる法人に対しての反対者ではなかったということであり、また同時に、彼らは法人をアメリカの諸状況に適合させるような法制を構築するとともに、アメリカ独立革命の魅力に依拠して法人の設立認許状〔定款〕を企画し立案するという議題を支持する者たちであったということである。そうするなかで、彼らは法人を、アメリカの政府および社会に対して広範な諸影響を与えた、独立革命からの継承物〔遺産〕の一部を構成するものとしたのである。

I

もし法人の流行を理解するカギがあるとすれば、それはニューイングランド地方〔アメリカ北東部。同地方はマサチューセッツ、コネチカット、ロードアイランド、ヴァーモント、メインの6州からなる〕、特にマサチューセッツ州の歴史の中に見いだされるに違いない。独立革命直後の法人化のうねりは、どこか一つの地域に限定されるものではなかった——たとえば、ヴァージニア州は1780年代に、内陸航路の開発のためのいくつかの重要な法人に設立認許状を与えた。ニューイングランド地方、とりわけマサチューセッツ州はまもなく、国全体を法人創出の方向へと導いたのである。マサチューセッツ州の「他のどこよりも強い法人増加への傾向」は、〔他の諸州に比べて〕相対的に早い時期に、同州の法律家たちに対して、法人法における諸問題に取り組み、解決するよう強いた。それゆえ、同州の法令および判決は、影響力のある『アメリカン・ジュリスト・アンド・ロウ・マガジン *American Jurist and Law Magazine*』の1830年の記事の一つが示唆するように、他の諸州が次いで手引きとして注目することのできたモデルを提供したのであった。アメリカの法人法にとっての根本的諸原理は、19世紀初期のマサチューセッツ州の裁判所において初めて公表されたのである⁵⁾。

アメリカ的法人の初期の歴史についての研究は、たいいていのところ実業法人に焦点を当ててきたが、こうした実業法人の強調は、法人の発展が資本主義的進歩をほぼ必然的にその要件としたと示唆することによって、法人史の道程を歪めてしまっている。事実、マサチューセッツ州の法人関連法の3分の2は、同州議会によっ

て1780年の州憲法下での最初の10年間に可決されたものである。そして、それらのうちのほぼ半数の法律が1790年代に制定され、町、区やその他の地方政府行政単位の「諸政体 bodies politics」を形成した。その他残りの法人で断然多かったのは、宗教団体や教育機関、そして慈善的な目的から結成されたグループ、あるいはマサチューセッツ歴史協会のようなその他非営利的な目的から結成されたグループであった。1780年代において、同州議会はまた、マサチューセッツ銀行（1784年）、チャールズ川架橋会社（1785年）、ベヴァリィ木綿工場（1789年）を含む多数の企業体をも法人化した。そうした法人の数は1790年代に増加し始めた。当該期は、議会が200ほどの法人関連条例を可決した時期であり、その数は全体としてそれ以前の10年間と比べて2倍に相当する。それらの条例の中には、7つの新銀行、3つの製造会社、さらには、6つの保険会社、2つの工場に設立認許状を与えて法人化する条例があった。また、橋、流木止め、運河、人工水路、水道、有料道路の建設や港湾開発を企画したグループの数はあまりにも多く、当該期のマサチューセッツ州における法人化関連条例全体のほぼ4分の1が、内陸交通手段改善に関連した諸企業体を法人化するものであった⁶⁾。

その他諸州の州議会による法人化は、全般的にはマサチューセッツ州よりは少なかったけれども、そうして創られた法人は、法人化がもたらす有利さに関連した理由から、その範囲や多様性が似通っていた⁷⁾。18世紀後半において、法人化は、法人格を取得するグループに対して、その自己統治のための諸規則をまとめあげること、財産を所有する権利や訴えたり訴えられたりする——そしてそれゆえその資産を保護する

——権利を備えた一個人のように法において機能すること、そしてその創設者たちの死去後も存続すること、を許可した。これらの特権は町、教会、慈善団体、大学にとってと同様に、実業会社 business companies にとっても重要なものであった。南北戦争以前の法人のほとんどを創出した特別立法 special legislature acts はまた他の便宜をも与えた。とはいえ、オスカー・メアリー・ハンドリン Oscar and Mary F. Handlin が1945年の重要な論文において示したように、諸実業にとっての法人形態の独特な魅力を説明するために一般的に引き合いに出される帰着要因——すなわち、資本の効率的運営のための無二の力能、有限責任、そして「国家介入からの永続的自由」——は、アメリカ的法人の劇的な発展が始まったときには、未だ確立されていなかったのである⁸⁾。さらに、18世紀末の法においては、「多種多様な法人が区別なく取り扱」われ、「そしていくつかの例外を除いて、同一の規則がすべてに一律に適用されることが可能であるかのようであった」⁹⁾。私たちにとってなじみのある諸範疇——とりわけ、私的法人と公的法人との区別——は19世紀の法学者たちの考案なのである。

法人を法人たらしめていたのは、イギリスの先例に基づいたその要件に他ならなかった。それは、しばしば法人化の条例が特定化するときの公的目的に奉仕するという要件であった。たとえば、1781年のマサチューセッツ州医師会を法人化した条例は、同医師会が「医療と外科医学の技量をもつ志望者」を審査し、審査合格者が「医師としての資格要件を適切に満たしている」と保障することで、「かけがえのない数多くの個々人の健康と生命」を保護するであろう、と説明した。ほぼ同様の流儀で、1789

年にベヴァリイ木綿工場を法人化した法律は、「有用な製造業の奨励、そして特にこの州内でアメリカ製の原材料で製造されるようなものは、わが国の農業を増進させ、商業を拡張し、それによって幸福と福利を」促進するであろうと述べた¹⁰⁾。事実、いたるところで、法人は「コミュニティの諸目的を推進するための……州政府のサービス提供機関」として考えられていた。ジョージア州では、法人と公的サービスの間の結びつきは非常に密接で、数多くの初期的法人が委託された公的評議会から生まれた。かりにそれら法人が失敗したならば、その遂行責任は時には公的諸機関へと再度委任された¹¹⁾。

設立認許状を授与することによって、次いで、議会は自らの州を向上ないし発展させるために民間の努力を得る、ないしそれらを奨励するということが可能となったし、またいくつかの事例では、納税者にそうしたプロジェクトの費用を負担させないことも可能となった。しかし法人の公的性格だけでは、なぜ法人がそれほどまでに普及したのか、あるいはハンドリン夫妻が示唆したように、なぜいくつかの事業形態が法人化され、他の事業形態がそうはされなかったのか、の説明がつかない。彼らが論じたように、「交易でも、銀行でもなく、土地投機でもない」有料道路は、法人の「本分」であったのであり、「というのも、事業を行う資本家たちではなく、コミュニティが法人の活動領域について計画を立案したからである」¹²⁾。実際、イギリスには長く、イギリス商品の新規市場開拓を追求した法人貿易会社があったし、また18世紀にはマサチューセッツ州は実際には土地投機者であった者たちの法人化に便宜を与えていた。さらに、法人は一般的には、民間からの請願で認可され

たのであって、公的イニシアティブによるものではない。また、マサチューセッツ州議会は、公的利益と「事業を行う資本家たち」の利益との間の線引きをしなかった。ある特定の投機的事業が個々人の私有財産に恩恵をもたらすということについては、それが公的福利にも奉仕する限りにおいて、まったく関心外であったか、あるいは肯定的に考えられていたようである。たとえば、1784年にマサチューセッツ銀行を法人化した法律は、同銀行が「おそらく多大な公的有用性のあるものとなろうし、……特にコミュニティの商業部門にとって恩恵をもたらすであろう」と述べた。同様に、メリマック川の流木止めを構築する会社を法人化した1790年の法律は、「適切な規制と制限のもとにおいて」、そうした法人が「公的利益を促進するとともに、個々人にも多大な利得をもたらす」であろう、と記した¹³⁾。

アメリカ独立以後の、マサチューセッツ州の法人創設の並外れた迅速さは、同州が法人形態に長く精通していたことを反映している。1629年の設立認許状のもとで、ベイ植民地はそれ自体が一つの法人となり、その他の法人を創設することが法的に不可能となった。にもかかわらず、法人に似せられたいくつかの機関に権限を与え、その一方では、〔イギリス国王の〕チャールズ一世の命令によって王の諸特権を尊重する必要性が取り除かれた1650年代にいたるまで、法人化の明確な言い回しを避けていた。1691年の同植民地の設立認許状は、同植民地の議会に対して、王の同意をその代表者を通じて得たうえで法人化関連法案を可決することを許可した。しかし議会は、当初その権限を慎重に用いていた——おそらくは、1692年から1700年にかけてハーヴァード大学に提起され

た設立認許状の却下によって抑制されていたのであろう。それから1750年代に議会は、増えつつける区、小教区、学校、教会役員、ボストンの貧民関連民生委員（1772年）、ボストンの長埠頭の所有者（1772年）、そしてボストン（1754年）、サレム（1772年）、マーベルヘッド（1773年）の各地の海運船舶協会、アメリカ芸術科学院（1780年）のような組織などの法人化を認可し始めた——これらのグループは、本質的には同州州憲法の最初の批准後に認可されたより多数の法人と相似していた¹⁴⁾。

マサチューセッツ植民地はまさに、議会の特別条例なしに諸集団の法人化を可能にするという、法人化に関する後年の一般的諸条例に著しく類似した法律を発展させた。そのような法人化の一般的諸条例はたいてい、1780年代および1790年代においては新奇で試みられていない考案物として記述されてきたものであり、当時いくつかの州が宗教・慈善・教育団体の法人化のためにそうした諸条例を適用していた¹⁵⁾。事実、1753年という早い時期に、マサチューセッツ州は、タウンシップ〔郡の下位区分〕ないし管区が存在しないところでの土地の確定とさらなる開墾とを確固たるものにするために、ひとつの全般的な法人化法を立法化した。その法律は、それ以前から長く積み重ねられてきた、郡区内の土地の管理に関係した諸法令から生み出されたものであり、1784年に「共有地内における土地、波止場、その他の不動産のよりよい管理」のために可決された、また別の全般的法人化条例の直接的な先駆となった。ロイ・アカギ Roy Akagi の研究から判断すれば、これらの措置から恩恵をこうむったのはしばしば投機家であった。けれども、1784年法は、人々に対してだけでなく、「近隣の土地、波止場、

あるいはその他形態での不動産に対しての法的権利をもつ町、村、学校理事やその他」に対しても影響を及ぼした。1753年法と1784年法は、指定された諸範疇に該当する資産の所有者たちに、構成員を処罰する権限をも含めた独特の法人権限を備えた結社〔アソシエーション〕の結成を、その第一回会合を開催するための令状を治安判事に請願することによって許可するものであった。これらの法律は、1836年の改訂条例集として編纂されたマサチューセッツ州の法人法典全編の基礎を提供するものであったが、それらは郡区役所に関する初期の植民地諸法からほぼ途切れなく次第しだいに現われてきたものであった¹⁶⁾。

こうした背景のもとで、マサチューセッツ州における即座の法人の容認は、ジョージ・ウィルソン・ピアソン George Wilson Pierson がかつて論じたように、ニューイングランド地方の文化のうちに定着していた、古いピューリタンの「結社、組織化、協同努力への才能」の後年の顕在化として考えることができるかもしれない。マサチューセッツの最初の植民者たちは、町や境界を形成するために互いに盟約を交わした。彼らの18世紀の子孫たちは法人を創設したのだが、それはその特性において同じく市民的であり、時には宗教的でもあった諸契約を事実上認定するものであった。独立革命以後のマサチューセッツは新しい郡区の占有権所有者たちを法人化した。その一方で、それとは異なる伝統をもつヴァージニア州では、土地の分割・売買のための理事会を任命し、新規購入者たちに対して、「設立認許状によって法人化されていないヴァージニア州内の自由土地保有者たちや他の郡区の居住者たちが所有・保持・享受する権利・特権・免責」のすべてを彼ら新規

購入者が保持することを保証した。つまり、ヴァージニア州が架橋を個人に対して認可したのに対して、マサチューセッツ州は法人を創ったのであった。しかし、南部地方の富者たちに比較してニューイングランド地方の相対的な貧しさは、たぶんにこうした慣習を強化するとともに、北部の者たちは、ヴァージニア州の初期の架橋業者たちといった者たちが明らかに独力で成し得たことを、自分たちの資産を組み合わせ成し遂げざるを得なかった¹⁷⁾。

19世紀初頭において、結社を形成して資源をプールするというニューイングランドの習慣は全国的なものとなった。アレクシス・ド・トクヴィル Alexis de Tocqueville は、次のように証言した。「あらゆる世代の、あらゆる条件下の、そしてあらゆる気性のアメリカ人は絶えず結社を結成し」、そのすべては単に「みなが参加する商業および製造業の諸企業」だけでなく「その他数え切れないほどの種類の結社」である、と。彼らがそうしたのは、トクヴィルが示唆したところでは、彼らの社会に関係した理由からであった。貴族主義的な共同体においては、私的結社は不要であった。なぜなら、富があり有力な諸個人の支持者や従者たちはすでに「永続的で強制的な」結社のうちに結び付けられているからである。しかし民主政の国々においては、市民は独立しつつも弱い立場にあり、彼らは「互いに自発的に助け合うことを学ば」なければならなかった。さもなければ、「無力な烏合の衆」になってしまうのであった¹⁸⁾。

1970年代にヴァージニア州民が、たとえ彼らの中のもっとも裕福な諸個人でさえもが独力で出資しえた以上にさらに費用のかかる河川改善プロジェクトに着手したとき、彼らもまたそうしたトクヴィルのいう無力さを克服するため

に法人を形成したのである。後年に、全国市場の出現が、その実現化に際して個々人が供給する以上の、また政府が供与可能であったか、あるいは供与しようと考えていた以上のさらに多くの資本が要されるという契機をもたらし、実業法人はアメリカでの事業の卓越した形態となり、それ以前の法人の多大な多様性——そこから実業法人は出現したのである——を侵食するだけの権力と実行力とを備えていた。

大多数の相対的に小規模な投資家たちから資本をつのり、「確固たる中央の方針」にしたがって投資するという欲求は、アメリカ合衆国における実業法人の勝利をそれだけで唯一説明している実質的な必要要因として、これまで長く受け入れられてきている¹⁹⁾。しかし、その勝利が実現する以前、アメリカ人は、法人が経済的に有害であるだけでなく、トクヴィルの主張にもかかわらず共和主義社会の性格とは根本的に相容れないものと主張した反チャーター・ドクトリンに直面し、それと折り合っていかなざるを得なかったのである。

II

法人に対する批判者たちは時折、「イギリスにおける工業に対しての一つの偉大なる妨害は、いまだに完全に矯正されていない悪弊である法人の創出であった」というデイヴィッド・ヒューム David Hume の見解を引用した。彼らはまた、「法人の排他的な諸特権」を「自然的自由に対する」侵害として記述したアダム・スミス Adam Smith の『国富論』からも引用した²⁰⁾。時にそうした陳述は、主に多大な特権を得ていた16世紀および17世紀のイギリス企業によって刺激されたものであった。それら企

業は、対外貿易部門やその他の経済的諸活動において独占的な権利を保持していた。スミスはそのような法人を不正に管理運営された時代遅れのものであり、競争を制限することによって社会福利を損なうような法的特権によってのみ生き長らえていると見た。法人化と、一時的独占の認可は、新たな貿易事業を奨励するために正当化されることもあったが、株式〔合本〕joint-stock という考案——現代企業法人のほとんどがそれによって資本を集める——は、スミスにとって、個々人や合名会社では集めることが不可能な額の資金を必要とし、また例外的な公的サービスを提供し、排他的な特権を含まないような事業にとってのみ妥当であると考えていたようである。彼の考えでは、銀行業、保険業、運河・水路関連業などに従事する企業体のみがこれらの基準を満たすことができた。製造業などその他の事業の場合、株式会社は「良いことよりも害のあることをしそこなうことはこれまでめったになかった」²¹⁾。

イギリスの法人批判者らは、ますます強力かつ頻繁に、同業者、都市、自治都市〔特権都市、boroughs〕の法人化を非難した。ギルドやそれと同様の組織は、その構成員がいくつかの有利な雇用にアクセスすることを制限し、また公衆に対して代価を引き上げた。同様に、法人化された都市自治体もまた、社会福利を犠牲にして自らの利益のために貿易を規制した。スミスもヒュームとともに、地方自治法人が王室によって最初に創出されたのは封建貴族を抑制するためであったが、しかしそれは地主貴族が都市住民に対してもはや脅威を及ぼさなくなった時代にまで存続した、と注記した²²⁾。

そうした背景は、1780年代および1790年代に始まった、法人に対する批判者たち——ヒュー

ムやスミスに負っていることをしばしば認めていた——がなぜ法人を封建的諸特権のための時代遅れの道具として記述したのかを説明する²³⁾。その後の1848年でさえ、ペンシルヴァニア州知事のフランシス・ラウン・シュンク Francis Rawn Shunk は、法人が「時代遅れ」のもの、「過去の時代に」属するものであって、共和政体のアメリカにおいては場違いかつ不適当なものだと主張した。

そうした過去の時代では、他の国々、つまり人民のあらゆる諸権利が専制政府によって強奪されていた国々では、王が一部臣民に対して貿易の続行、あるいは地方自治の目的のために法人的諸特権を許認可することは、部分的な公民権付与なのであり、そうした彼らの市民権のいくつかを回復する手段となつたのであった。それその場で、法人は価値あるものとなり、自由を支持する者たちによって大事にされた。しかし、現代のこの国、つまり人々が主権者である私たちの自由な体制のもとでは、特権を与えるということは事物の秩序の逆転である。それは人民共通の諸権利を回復することではなく、人々からそれらを取り上げ、少数者に与えることである。それは政治学が教示するところによれば、暗黒時代へと後退することである。それは、そうした人民の諸権利回復のもともとの目的をねじまげ、その導入が傾向的に正そうとしていた不平等と専制とを回復させる道具にせしめるのである²⁴⁾。

イギリスでの反チャーターの論調に対してのアメリカ人の親近性はまた、18世紀末から19世紀初頭にかけて、職人・専門家たちの結社や熟練工たちの結社の法人化がなぜ即座の反対を引き起こしたのかを説明するのに役立つ²⁵⁾。しかしアメリカの反チャーター・ドクトリンは、都市政府が公的主張を行う主要な主体となつた

18世紀最後の四半世紀の、ボストン、フィラデルフィア、その他合衆国全土のコミュニティの法人化をめぐる論議がなされた時期に、より持続的な形を取った²⁶⁾。

ボストンでは、この論争は歴史的に根の深いものであった。その他のニューイングランドの町と同様に、ボストンは「準法人 quasi-corporation」であった。なぜなら、政治体として機能し、法人の諸権限を行使しつつも、設立認許状を欠いていたからである。17世紀以来、改革者たちは、イギリスの地方自治法人と同様に町を公式に法人化し、その町民会や都市行政委員会を市長、市会議員、公的委員会へと変更することを繰り返し提案してきた。しかしそうした提案は、ボストンが最終的に植民地制から脱却して市制をしることに合意する1822年まで常に挫折し、時には極度の混乱を町民会にもたらした²⁷⁾。

経済面での考慮は、ボストン植民地の反チャーター・ドクトリンの重要部分を構成していた。1714年に反対者は、イギリス式の設立認許状を持つ統治体はあまりにもその代価が高につき、その職業面での制約は一度にいくつかの業種に従事することを望んでいた人々を悩ませ、ボストンの規制的市場の「税と義務」は商取引をボストンからロックスベリィやチャールスタウンといった隣接の未だ法人化されていない町へと押しやってしまう、と主張した。同植民地における反チャーター派の代弁者たちは、政府——その政府のもとで、もっぱら適任者とされる相対的に少数の自由市民〔freeman 公民〕が公権を附与される——のために、伝統的かつ民主的な町民会を廃止することにさらに強く反対した。彼らはまた、「富者と貧者」が「町役場のなかで入り乱れる」ような自らの古

い政治システムを、たぶん富者のみに権力を限定するような政治システムよりも好ましく思っていた²⁸⁾。独立革命はこれら旧態の反対を新たなイデオロギイの権威を付して強化したのである。1780年代および1792年にボストンの法人化の提案に反対した者たちは、法人化が「あらゆる共和政体において存立せねばならない平等性を破壊する」であろうと主張した。〔彼らによれば、〕法人化の賛同者たちは、「他の何にもまして最悪の統治体である貴族政の導入」に賛同する者たちであり、「心底、共和主義に対しての根っからの敵対者」であった²⁹⁾。

こうした主張の多くは、フィラデルフィアでも繰り返された。フィラデルフィアの1701年設立認許状は、合衆国独立とともに無効となり、同市を再度法人化しようという提案は1780年代を通じて強い反対を引き起こした。そこでもまた、その反対者たちは、法人化された都市および自治都市に伝統的に連携してきた商取引および市場の業務や規制に対しての諸制限に反対した。1783年に1400人ほどが署名した反チャーターの請願書は、イギリスの商業都市が「法人化からの自由度に正比例して繁栄し、また法人化による束縛の度合いに正比例して衰退した」、と主張した。法人は、「勤勉に働く者からの利益すべてをむさぼる封建家臣たちによる支配からの免除」を与えられ、そうした家臣たちが「被統治者に対して、彼らを支配していた諸法においてそれまで〔被統治者と〕まったく分有していなかった立法上の権限をある一定の度合いで与えたとき、その目的に合うものとなった。しかし、「私たち市民の誰もが平等に自由である」ところの共和政体においては、そうした許認可は単に時代に合わないというだけでなく、有害なものでもあった。法人の構成員た

ちには特別な権利や特典が与えられた。しかし、ある市民に対してだけ排他的に与えられる特典は、それ以外の人々の権利を侵害したがゆえに、市の設立認許状は人民の自由を促進するように働かず、「逆に」削減するように働き、そして「共和政体において普及させなければならぬ平等と共通の自由と」を侵害した。さらに、反対者が想定したように、再度法人化されたフィラデルフィアにおける選挙民がかりに資産面での要件を満たす公民〔自由市民〕のみに限定されたとすれば、それは成人男性納税者全体——彼らの票が合衆国独立直後の活気あふれるなかでフィラデルフィアを統治した、議会公認の諸評議會を支配した——に比してかなり小規模なものとなったであろう。それゆえ、フィラデルフィア市に再度設立特許状を与えて法人化するという提案は、その人民のうちの「四分の三の権利を奪って」、それを「少数の偉大なる者たちに」与えて「貴族制を確立する」という「奇妙な試み」となった。実のところ、すべての市の設立認許状は「傾向的に……貴族制」であった³⁰⁾。

これらの主張に対して、フィラデルフィア人民はまた別の主張を付け加えた。すなわち、法人は、コミュニティのその他残りの人々とは切り離された、限られた数の人々に対してのみ特権を付与することによって、人民主権を侵害したのである、と。さらに、法人化された諸都市は、「人民全体の利益や影響力」からは独立した「利益や影響力」をもったがゆえに、それら都市法人の創設は「州内に不和」を促進し、「それらが正そうと意図していた以上により多大な悪影響と当惑を作り出す」こととなった。とりわけ、ある論者が論じたように、それら設立認許状が変更ないし撤回不能であった場合は

なおさらであった。1785年にニューヨーク認許状改訂委員会はまた、法人を「共和政体からは甚だしく独立した目的のためのもの」³¹⁾と記述し、それらがインペリア・イン・インペリオ *imperia in imperio* ——すなわち18世紀の観察者たちにとっては、内戦にさえ至るような地域的な対立と共和政体の崩壊を導く恐れがあった政府内の政府——という亡霊を甦らせるものと記述した。

法人の擁護者たちは、その反対者たちとはその原理だけでなく、そこから引き出される結論においても相違していた。過去の時代の法人化された諸都市は、彼ら擁護者がいうには、小さな共和政体であったのであり、そのことは法人がアメリカの政治システムにとって適していたことを示唆していた。彼らは、法人の封建的起源ではなく、自由の促進と貴族制への反対という法人が果たしてきた歴史的役割を強調した。ある法人賛同派の評論家が主張したように、「貴族制の政府は、貴族たちの政府であって、その性格は世襲的であり、そこでは、人民に発言権がない」。ボストンに提案された設立認許状〔定款〕は、年次選挙を規定し、また公職者の権限に対する制限を確立しているがゆえに、「貴族制的」ではない。新生アメリカの州憲法は、イギリス流統治の諸側面のうちで共和政体に適合しないものを削除してきた。疑いなく、同様のことが市の認許状においても行われたであろう。「反貴族主義者 Anti-Aristocratick」なる偽名を用いた法人擁護者は、「市民の諸権利および特権を侵害することなしに——〔貴族に〕有利にならないような新制度なしに——貴族政の導入なしに、規約〔法制・定款〕は構成されよう。それは、十分に規制された社会から生じるそれらすべての公私の恩恵を生み出すも

のとなろう」と論じた³²⁾。

独立から10年を少し過ぎるまでの間に、北アメリカの法人化された都市および自治都市の数は後期植民地期の14から倍増した。1789年までに、それまで法人化されていなかったおよそ20ほどのコミュニティに設立認許状が与えられた。さらに、後期植民地期の地方自治法人はみなヴァージニア州とニューヨーク州との間に位置していたが、新しい都市自治法人のいくつかは、ニューイングランド地方（ノーウィック、ニューロンドン、ミドルタウン、ハートフォード、ニューヘイヴン、ニューポート、これらすべては1784年に法人となった）や、チャールストン（1783年）やサヴァンナ（1789年）を含む南部地方にあった³³⁾。設立認許状によって法人となったこれらのコミュニティの統治制度は、著しく多様であったが³⁴⁾、いくつかの共通する特質をもっていた。フィラデルフィア植民地（および大半のイギリス系法人）のように「閉鎖的」ないし「自己永続的」な法人はどこでも、選任された政府——それらはしばしば、相対的に広範な選挙民の支持を得た——に取って代わられた³⁵⁾。都市の設立認許状〔定款〕は、部分的には、反派的代弁者を満足させる必要性からも形成され、彼らの主張は総じて実際に都市法制の企画計画化の内容を構成した。たとえば、彼らは、「永続的」な設立認許状には反対であり、それはなぜなら限定的な持続性しかもたない設立認許状であれば、議会による刷新を必要とさせることによって、議会が「そのすべての権力を減じさせずに保有する」ことを可能にするからである、と論じた。彼らはまた、とりわけ市の歳入が公務員に委ねられていたことから、市の設立認許状によって、公務員たちの任期を明確にして限定し、それら十全に責任あ

るものにすることを主張した。そして、市が保有可能な土地所有の総計を制限すること、また行政・立法・司法の諸権限の集中を回避することを主張した。これに関して、ニューヨーク州の認許状改訂委員会は、ハドソン・タウンに対して議会が与えた設立認許状を否決する際に人民の「権利と自由とを破壊する」ことになる」と述べた³⁶⁾。

まもなく、ニューヨーク市——その1731年「モントゴメリー・チャーター」はアメリカ独立を経て生き残り、アメリカ諸都市にとってのモデルとして長く引用されてきた——や、1789年に授与された設立認許状のもとでのフィラデルフィア市といった「開かれた」、あるいは選挙民によって「選任された」法人でさえ、批判を受けるようになった。改革派が求めたのは、市長、市会議員、公的委員会が選挙を経て選ばれること、権力分立の原則が尊重されること、役所の資産保有資格と拒否権とが破棄されること、区の代表が人口変化に応じて調整されること、そして概して都市部の政治システムが「王政的な政府」と同質のものとはならず、かつ「今日の、より近代的で平易な共和主義的制度」を採用するのが望ましいということ、これらであった。そのような「共和主義的」改革を課す中で、議会は都市自治法人に対してその権威を確固たるものにした。そうした展開は、アメリカにおける市政のありようを複雑なものにしてきたが、その〔法人として獲得する〕特典によって主権人民の権利が侵害された——すなわち、インペリア・イン・インペリオ〔政府内の政府〕——という批判から都市を救った³⁷⁾。

数十年のうちに、「都市自治目的のための認許状」は、非常に異論のないものとなり1837 - 1838年のペンシルヴァニア州の州憲法

制定会議へ出席したある代表者は、それら認許状について「特に異議がほぼなかった」と描写した。しかし、そうした是認は、もっぱら批判者たちの主張のもとに都市法人の設立認許状が実質的に転型されてきてからのことであった。そうした主張は、都市自治法人の立法化を妨げたのではなく、ニューヨークのジェイムズ・チートハム James Cheetham が提起したように、独立革命がもたらした統治技術上の進歩を「わが国領土内のあらゆる政治制度に対して」拡張することを決定的なものにした³⁸⁾。アメリカの実業法人の是認と発展は、同様のパターンに後続したのである。

Ⅲ

1786年に『ペンシルヴァニア・パケット Pennsylvania Packet』（1775年創刊の新聞紙、1784年からアメリカ初の日刊紙となった）においてある著述家が主張したように、もし「設立認許状の起源」がイギリスの「自治都市〔特権都市〕制度」のうちに「確固として」据えられていたならば、アメリカの法人はたぶんになんた種類のものとなったであろうし、またその相違はかなりの政治的・法的な影響を及ぼしたであろう。18世紀後半の著述家や議員たちは、全般的な統治上の諸権限を付与する設立認許状と、ある特定の利用目的のための資産適用を監督する設立認許状とを、あるいはある論者が「金銭的 pecuniary」法人と呼んだものとを区別しようと苦闘していた³⁹⁾。そうした努力に対しての支持は、イギリスの法論説においてはほとんど、あるいはまったく見受けられない。たとえば、ウィリアム・ブラックストーン卿 Sir William Blackstone の、1765年に最初に

刊行された『イングランド法註解 Commentaries on the Laws of England』は、「集合 aggregate」法人〔社団法人、複数の構成員からなる法人〕を世俗的〔非専門的〕なものと、聖職関連のものに区別し、世俗的法人は（慈善目的のための遺贈を伴う）慈善的なものか、市民的なもののいずれかであると述べた。ブラックストーン卿は、これらの諸範疇のうちの最後のもの〔＝市民的法人〕のうちに、ただ単に町や区だけでなく、教会委員たち、専門的協会や文壇、オックスフォードおよびケンブリッジの両大学、そして「製造業および商業の発展と規制のための」会社をも含めた。それゆえ、都市および実業会社の両方ともが市民的法人であった⁴⁰⁾。イギリスの判例法はまったく助けにならなかった。アメリカ最高裁判事であったジョセフ・ストーリィ Joseph Story は、ダートマス大学対ウッドワード裁判（1819年）において、公的法人と私的法人との間に線引きをし、実業法人を私的法人の範疇に含めることを支持するためにイギリスの先例を引用した。しかし、彼が引用した判例、すなわちフィリップス対ベリィ裁判（1694年）のそれは、統治的 governmental 法人を慈善的法人から区別していたものの、営利目的のために形成されたイギリスの法人を考察しえてはいなかった⁴¹⁾。

法人に関する適切な法的区分が確立するまでの間、実業法人に反対して現われた主張が都市の法人化に反対する主張と非常に似ていたことは別段驚くことではない。実際、ペンシルヴァニア州では、フィラデルフィア市の再法人化への反対から生じた1780年代の争いは、フィラデルフィア大学（後のペンシルヴァニア大学）の定款〔設立認許状〕をめぐる論争と同時に生じていただけではない——ここでの論点にとっ

てより重要なのだが——同州が最初1782年に認許した北アメリカ銀行(BNA: Bank of North America)をめぐっての劃期的な争いと同時に生じてもいた。それらの諸論争は、同じ反対者の数多くをたがいに相争わせた⁴²⁾。反チャーター派の代弁者たちの強さは州によってさまざまであった。たとえば、彼らはマサチューセッツ州よりもペンシルヴァニア州においての方がより卓越していたし、反対者の出現も他よりも遅かった。しかし、それらの議論の中核をなす主張は、本質的には、ペンシルヴァニア州でも、マサチューセッツ州でも、そしておそらくはその他の諸州でも同様であった。さらに、1780年代および1790年代に北アメリカ銀行や、ニュージャージー州ユースフル・マニュファクチャ団体(SUM: Society for Useful Manufacture)といった実業法人に対して持ち上がった反対は、その後半世紀もの間、反チャーター・ドクトリンの中心であり続けた⁴³⁾。

〔以下、続く〕

〔著者による謝辞〕

本研究のための調査は、ジョン・サイモン・グッゲンハイム財団からの助成のもとで行われた。筆者は、トマス・N・ブラウン Thomas N. Brown, ジェイムズ・ヘンレッタ James Henretta, モートン・J・ホロウィッツ Morton J. Horowitz, アレックス・キッツァール Alex Keyssar, ディヴィッド・コーニグ David Konig, スタンレイ・I・カトラー Stanley I. Kutler, チャールズ・S・メイアー Charles S. Maier, ピーター・オナフ Peter Onuf, そしてとりわけ、ケント・ニューマイアー Kent Newmyer に感謝したい。数年にわたる彼らの示唆は顕著に助けとなってきた。

註

- 1) 18世紀後半のアメリカ的法人の発展についての最良の全般的考察は、依然として、Joseph Stancliffe Davis, *Essays in the Earlier History of American Corporations*, 2 vols. (Cambridge, Mass., 1917) である。フランスについては、たとえば、William H. Sewell, Jr., *Work and Revolution in France; The Language of Labor from the Old Regime to 1848* (Cambridge, 1980), esp.86-100, 103 を参照。
- 2) Armand Budington DuBois, *The English Business Company after the Bubble Act, 1720-1800* (New York, 1938), esp.38-40, そして Bishop Carleton Hunt, *The Development of the Business Corporation in England, 1800-1867* (Cambridge, Mass., 1936). 近代的なイギリス的法人は、もっぱら1844年および1855年の会社法以来であり、それは「国家からの認可にもとづく法人というよりもむしろ、相互合意にもとづいた、法人組織でない unincorporated 共同経営から現われた」。20世紀中葉でさえ、アメリカの法人法 corporate law は、「親法であるイギリスのそれよりも、比較にならないほど出来がよく、また高度に発展」していた。ある識者は、こう言及している。すなわち、イギリスの法律家がアメリカの先行的体系を検討することはめったになかった。というのも、彼らは、アメリカの体系が「異なった発達ぶりをしめし、また異なった原則をもった、完全に異質のもの」と想定していたからである、と。L. C. B. Gower, "Some Contrasts between British and American Corporate Law," *Harvard Law Review*, LXIX (1956), 1369-1402, esp.1371-1372, 1400-1401.
- 3) "Corporation," in Francis Lieber, ed. *Encyclopaedia Americana*, III (Philadelphia, 1830), 548; また、James K. Angell and Samuel Ames, *Treatise on the Law of Private Corporations Aggregate* (New York, 1972; 初版は1832)も参照。
- 4) Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought: Pennsylvania, 1776-1860*

(Cambridge, Mass., 1948); Davis, *Essays*, II, 12-16, 13 n.2; James Kent, *Commentaries on American Law*, II (New York, 1827), 220.

- 5) “Corporations,” *American Jurist and Law Magazine*, IV (Oct. 1830), 304. William E. Nelson, *Americanization of the Common Law: The Impact of Legal Change on Massachusetts Society, 1760-1830* (Cambridge, Mass., 1975) とマサチューセッツ州最高裁判所300周年を記念してラッセル・オズグッド Russell Osgood によって編集される本に収録予定の Dale A. Oesterle, “Formative Contributions to American Corporate Law by the Massachusetts Supreme Judicial Court from 1806 to 1810” を参照。マサチューセッツ州における法人史については、以下も参照。Oscar Handlin and Mary F. Handlin, *Commonwealth: A Study of the Role of Government in the American Economy: Massachusetts, 1774-1861*, rev. ed. (Cambridge, Mass., 1969; orig. pub. 1947); Edwin Merrick Dodd, *American Business Corporations until 1860, With Special Reference to Massachusetts* (Cambridge, Mass., 1954); and William E. Rappard, *Les Corporations D’Affaires au Massachusetts: Étude d’Histoire Economique et de Legislation Comparee...* (Paris, 1908). モートン・J・ホロウィッツ Morton J. Horowitz は、『アメリカ法の変容 1780 - 1860年 *The Transformation of American Law, 1780-1860*』(Cambridge, Mass., 1977) において法人法を体系的に取り扱う必要性がないことを見いだした。というのも、それについては、あまりにも数多くの「最良の研究」がすでに利用可能であるからだという(同書 xii 頁)。

- 6) Pauline Maier, “The Debate over Incorporations: Massachusetts in the Early Republic,” in Conrad Edick Wright, ed., *Massachusetts in the New Nation* (Boston, 1992), 76-77. ここでの概略は、*The Laws of the Commonwealth of Massachusetts, Passed from*

the Year 1780, to the End of ... 1800, 2 vols. (Boston, 1801) において列挙されている諸法律にもとづいており、さらに *Private and Special Statutes of the Commonwealth of Massachusetts, From the Year 1780, To ... 1805*, I, II (Boston, 1805) の精査によって修正を加え、拡張した。後者は、前者では名前しか列挙されていなかった諸法の条文をも含んでいる。法人化の法律の総数は必然的におおよそでしかない。というのも、法人化の法律の条文の文体が、植民地期の法人化関連諸法の不正確さを依然継続していて、一貫しておらず矛盾しているからである。Andrew McFarland Davis, “Corporations in the Days of the Colony,” *Publications of the Colonial Society of Massachusetts, I, Transactions, 1892-1894* (Boston, 1895), 183-214, esp. 211 を参照。

- 7) たとえば、ペンシルヴァニア州議会によって独立から1837年までの間に創設された広範囲にわたる法人については、*Proceedings and Debates of the Convention of the Commonwealth of Pennsylvania to Propose Amendments to the Constitution, Commenced and held at Harrisburg on the Second Day of May, 1837* (Harrisburg, Pa., 1837-1839), III, 213-368 のなかで列挙されているものを参照。また、James Neal Primm, *Economic Policy in the Development of a Western State: Missouri, 1820-1860* (Cambridge, Mass., 1954), 32-33 および Millton Sydney Heath, *Constructive Liberalism: The Role of the State in Economic Development in Georgia to 1860* (Cambridge, Mass., 1954), 297-299, 303-306 をも参照。『アメリカ実業法人の諸起源 1784-1855年：工業発展期の公的サービス概念の拡張 *The Origins of the American Business Corporation, 1784-1855: Broadening the Concepts of Public Service During Industrialization*』(Westport, Conn., 1982) において、ロナルド・E・シーヴォイ Ronald E. Seavoy は、ニューヨークでは初期の慈善的・宗教的法人が「公的サービス」ないし1790年代以降につくられた特許法人 fran-

- chise corporations の先駆として貢献し、それは次いで1815年以後の株主の利潤極大化のために組織されたより「近代的な」実業法人に取って代わられたと著述している（同書72-75, 78 n. 21, 104 and passim）。その他数多くの研究が金銭的利潤を追求した認許法人〔公認〕会社 chartered companies に排他的に焦点を当てている。たとえば、以下を参照。William Miller, "A Note on the History of Business Corporations in Pennsylvania, 1800-1860," *Quarterly Journal of Economics*, LV (1940-1941), 150-160; James Willard Hurst, *The Legitimacy of the Business Corporation in the Law of the United States, 1780-1970* (Charlottesville, Va., 1970), esp. 17-18; George Heberton Evans, Jr., *Business Incorporations in the United States, 1800-1943* (New York, 1948).
- 8) Handlin and Handlin, "Origins of the American Business Corporations," *Journal of Economic History*, V (1945), 1-23.
- 9) Samuel Williston, "History of the Law of Business Corporations before 1800," *Harvard Law Re.*, II (1888), 104.
- 10) *Private and Special Statutes*, I, 24-26, 224-226.
- 11) Primm, *Economic Policy in a Western State*, 33; Heath, *Constructive Liberalism*, 299-301.
- 12) Handlin and Handlin, "Origins of American Business Corporations," 22.
- 13) *Laws of the Commonwealth, 1780-1800*, I, 115; *Private and Special Statutes*, I, 265.
- 14) 議会はハーヴァード大学を1650年に法人化した。その定款が1684年の同州認許状によって一時無効と化して以来、議会は1691年以後の10年の間に新しい定款を保障しようとたびたび試みてきた。枢密院 Privy Council や植民地総督はそれらの定款草案を却下した。その理由は、定款草案が反対〔異議〕可能条項 objectionable clause を含んでいたところにあったようだ。結局1707年に議会は簡潔に、1650年の定款が決して破棄ないし無効にはされてこなかったと宣言した。Davis, "Corporations in the Days of Colony," 203-209, and passim.
- 15) たとえば, John W. Cadman, Jr., *The Corporation in New Jersey: Business and Politics, 1791-1875* (Cambridge, Mass., 1949), 5-6; Seavoy, *Origins of the American Business Corporation*, 5-7; and Davis, *Essays*, II, 16-18 を参照。
- 16) 1753年法については, *The Acts and Resolves, Public and Private, of the Province of the Massachusetts Bay*, III (Boston, 1878), 669-670 を参照。そのいくつかの先駆については, *ibid.*, I (Boston, 1869), 64-68, 182-183, 704, and II (Boston, 1874), 407-408, 425-426, 1065-1066 を参照。1784年法は, *Laws of the Commonwealth, 1780-1800*, I, 138-142 にあり, またその植民地期の別の先駆としては, *Acts and Resolves*, II, 758-759 を参照。Roy H. Akagi, *The Town Proprietors of the New England Colonies: A Study of their Development, Organization, Activities and Controversies, 1620-1770* (Philadelphia, 1924), 50-84, 209-219. *Revised Statutes of the Commonwealth of Massachusetts ...* (Boston, 1836), chap.43, 356-362.
- 17) Pierson, "The Obstinate Concept of New England: A Study in Denudation," *New England Quarterly*, XXVIII (1955), 13. 前法人的な「盟約」ないし結社規約の後年の事例としては, Nathan Appleton, *Introduction of the Power Loom, and Origin of Lowell* (Lowell, Mass., 1858), 19-22 を参照。William Waller Hening, *The Statutes at Large of Virginia*, X-XIII (for 1779-1792) (Richmond and Philadelphia, 1822-1823), esp. XI, 29-30 (引用), 100-101, 139-140, XII, 220-221, XIII, 49. 富の格差については, Alice Hanson Jones, *Wealth of a Nation to Be: The American Colonies on the Eve of the Revolution* (New York, 1980) を参照。いかにして「経験と過去」が「所有〔形態〕の選好,商売方法,そして商業諸制度」を形成したかに関する別の研究としては, William H. Pease and Jane H. Pease, *The Web of Progress: Private Values*

- and Public Styles in Boston and Charleston, 1828-1843* (Athens, Ga., 1991; orig. pub. 1985), esp. 17-22 (引用は22頁), 62-69, 185-186.
- 18) Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, ed. Phillips Bradley (New York, 1945; orig. pub. 1835), II, 106-107. 邦訳：A・トクヴィル『アメリカの民主政治』下巻，井伊玄太郎訳，講談社学術文庫，1987年，200頁。
- 19) たとえば，Hurst, *Legitimacy of the Business Corporation*, esp. 47 を参照。
- 20) ヒュームの引用は，Hume "Remarks on the Memorial of the City of Philadelphia, praying that the Legislature would grant a Charter to the said city," *Pennsylvania Packet* (Philadelphia), Aug. 30, 1786 からである。スミスは，*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nation*, 2 vols., ed. R. H. Campbell and A. S. Skinner (Indianapolis, Ind., 1981; orig. pub. 1776), esp. I, 470 からである。
- 21) Smith, *Wealth of Nations*, II, 733-758, esp. 731-735, 754-758 (引用は758頁)
- 22) Ibid., I, 135-159, 400-405. また，Jon C. Teafor, *The Municipal Revolution in America: Origins of Modern Urban Government, 1650-1825* (Chicago, 1975), esp. 3-15. も参照。
- 23) たとえば，以下を参照。“Remarks on the Memorial ...,” *Pa. Packet*, Aug. 30, 1786; speech by Albert Gallatin in the Pennsylvania legislature in the *General Advertiser* (Philadelphia), Jan. 17, 1792; James Cheetham, *A Dissertation concerning Political Equality, and the Corporation of New-York* (New York, 1800), 39-40; [David Henshaw], *Remarks upon the Rights and Powers of Corporations ... By a Citizen of Boston* (Boston, 1837).
- 24) Shunk, Annual Message to the Legislature, Jan. 5, 1848, in *Pennsylvania Archives, 4th Ser.*, vol. 7: *Papers of the Governors, 1845-1858* (Harrisburg, 1902), 208.
- 25) コネチカット医師会に対する弾劾を参照。同医師会は，「医師たちの連合は，.....直接的に自由に反しており，.....非常に危険な存在，.....独占体である」として，その設立認許状〔定款〕を議会によって拒絶された。*Connecticut Courant*, June 4, 1787, cited in Davis, *Essays*, II, 304; Joseph F. Kett, *The Formation of the American Medical Profession* (New Haen, Conn., 1968), esp. 1-68。「ニューヨーク市および州での職人たちや熟練工たちを法人化するいくつかの」法案に対してのニューヨーク州認許状改訂委員会による否決投票については，Alfred B. Street, ed., *The Council of Revision of the State of New York* (Albany, 1859), 261-264, を参照。また，Joseph T. Buckingham, *Annals of the Massachusetts Charitable Mechanic Association* (Boston, 1853), esp. 6-9, 13-16, 49-51, 57-58, 80, 91-96, を参照。
- 26) Teafor, *Municipal Revolution in America*, 64-78, esp. 67, and also Hendrik Hartog, *Public Property and Private Power: The Corporation of the City of New York in American Law, 1730-1870* (Chapel Hill, N.C., 1983).
- 27) 「準法人」とボストン市政の性格については，以下を参照。Kent, *Commentaries*, II, 221 と *American Jurist*, IV, 304-305 (「準法人は，.....実のところ法人とならねばならない。さもなくば，それらは価値がない」)；“Thwackum” and “Old Whackum,” *Massachusetts Centinel* (Boston), Nov. 30 and Dec. 3, 1785, and “A Friend to Good Order,” *Columbian Sentinel* (Boston), Feb. 11, 1792; Remarks by Albert Matthews in Publications of the Colonial Society of Massachusetts, X, *Transactions, 1904-06* (Boston, 1907), 352-356, and Josiah Quincy, *A Municipal History of the Town and City of Boston During Two Centuries from September 17, 1630, to September 17, 1830* (Boston, 1852), esp. 22-33, 40.
- 28) “A Dialogue Between a Boston Man and a Country Man” and “My son, fear thou the Load ...,” pamphlets of 1714 reprinted in *Publications of the Colonial Society of Massachusetts*, X, 345-52, quotations at 346,

- 352.
- 29) "A Mechanick," "Publicola," and Samuel Adams in town meeting debates, *Mass. Centinel*, Oct 29, Nov.9, 1785, May 15, 1784.
- 30) Petition to the Pennsylvania Assembly, Sept. 4, 1783, in Samuel Hazard, ed., *The Register of Pennsylvania*, II (Philadelphia, 1828), 327; "Remarks on the Memorial ...," speech of John Smilie, and "One of the People," in *Pa. Packet*, Aug. 30, Sept. 25, 27, 1786.
- 31) Smilie in *Pa. Packet*, Sept. 25, 1786; Street, *Council of Revision*, 276.
- 32) "A Town-Born Child" and "A Friend to Good Order," *Columbian Sentinel*, Feb. 4, 11, 1792; "Anti-Aristocratick," *Mass. Centinel*, Oct. 29, 1785.
- 33) Teafor, *Municipal Revolution in America*, 17, 64, 119-120 n.5, 129 n.1.
- 34) たとえば, コネチカットの設立認許状は, 実質的な権限をともなう町民会の継続を規定し, またしかし, 実質上永任権をもった市長職——ほとんど形式的ではあったが——を設置した。Leonard Woods Labaree, comp., *The Public Records of the State of Connecticut for ... 1783 and 1784* (Hartford, 1943), 257-277, 343-373, and Teafor, *Municipal Revolution in America*, 129 n.6. を参照。ニューボート市の論争的な設立認許状はまた, 町民会を規定したが, 市評議会に権限を委譲させた。John R. Bartlett, ed., *Records of the State of Rhode Island and Providence Plantations In New England*, X, 1784-1792 (Providence, 1865), 30-33. を参照。他の都市政府は都市政府の伝統的諸形態のうえに複合的な多様性を生み出した。以下を参照。Edward P. Allinson and Boies Penrose, *Philadelphia, 1681-1887: A History of Municipal Development* (Baltimore and Philadelphia, 1887), 60-62; James T. Mitchell and Henry Flanders, *The Statutes at Large of Pennsylvania from 1682 to 1801*, XIII, 1787-1790 (Harrisburg, 1908), 193-214; Jerome J. Nadelhaft, *The Disorders of War: The Revolution in South Carolina* (Orono, Me., 1981), 100-102; and William Harden, *A History of Savannah and South Georgia*, I (Atlanta, 1969; orig. pub. 1913), 255-256.
- 35) Teafor, *Municipal Revolution in America*, 6, 29, 64-67. ウィリアムズバーグとノーフォークにもまた, その植民地期に「閉鎖的」な諸〔自治〕法人があった。
- 36) Ibid., 67-75; ニューボート市設立認許状に反対する1787年請願(その後設立認許状は撤回された), Bartlett, ed., *Records of R. I.*, X, 233; "Democritus" in *Pa. Packet*, Sept. 2, 3, 1783; veto of Apr. 20, 1785, in Street, *Council of Reform*, 275.
- 37) Cheetham, *Dissertation*, chap.2, and [Cheetham], *Annals of the Corporation, Relative to the Late Contested Elections . . . By Lysander* (New York: 1802); memorial to the assembly adopted "at a numerous meeting of citizens of Philadelphia," *Independent Gazetteer and Agricultural repository* (Philadelphia), Dec. 1, 1792, and Teafor, *Municipal Revolution in America*, chap. 6, esp. 80-90. また, Hartog, *Public Property and Private Power*, esp. 82-100, 126-157. も参照。ティーフォードは, 改革派は議会に対して, ゆるぎない連邦派エリートの反対を避けるよう説得したと論じる。ハートoggはそうではなく, 議会が市政府に権能を与える決定を下したがゆえに, ニューヨークの指導者たちはそれら独立革命以後の変化を進んで受け入れ, それに同調して都市を「中核的権力の従属的道具」へと変えたのだ, という。
- 38) Pennsylvania Constitutional Convention of 1837-1838, *Proceedings and Debates*, V, 610, and also VI, 189. そこでは, 都市自治法人は「自らの境界範囲内に生活するあらゆる人々としての幸福, 善き秩序, 平和を運営統括する」ものとして描写されている。Cheetham, *Dissertation*, v.
- 39) たとえば, "Atticus," "Letter the Third," in the *Pa. Packet*, May 22, 1786 や, Gallatin in

Pennsylvania legislative debates in the *Philadelphia General Advertiser*, Jan. 17, 1792 を参照。幾分か後年の、さほど実験的でない区分としては、[Cheetham], *Annals of the Corporation*, 83-86. を参照。

- 40) Blackstone, *Commentaries on the Law of England*, ed. George Sharswood (Philadelphia, 1860), bk.1, chap.18, esp. 468-471; Williston, "History of the Law of Business Corporations," 105-106.
- 41) R. Kent Newmyer, *Supreme Court Justice Joseph Story: Statesman of the Old Republic* (Chapel Hill, N. C., 1985), 133, 412-413 n. 68.
- 42) これらの論争は、Robert L. Brunhouse, *The Counter-Revolution in Pennsylvania, 1776-1790* (Harrisburg, 1942), passim に記述されている。
- 43) ハーツは、『経済政策と民主主義的思想』の78-79頁において、継続性があったと断定したものの、実証してはいない〔Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought*〕。彼が言うには、反チャーター・ドクトリンは、ペンシルヴァニア州においては、「その進展に困難はなかった」が、それどころか、「1785年の北アメリカ銀行をめぐる論争において驚くほど成熟した

ものとなって出現した」のである。彼の示唆するところでは、反チャーターの概念は持続したが、その内容は1840年代および1850年代に、「個的事业 individual enterprise」に連携した固有性と価値とを領有しようとする法人に対してのものに変化し始めた。

法人に反対して呈示された主張についての記述としては、ibid., 69-70; Davis, *Essays*, I, 387-388, 427-453, II, 3030-309; Heath, *Constructive Liberalism*, 322-323; Cadman, *Corporation in New Jersey*, 428-433; and Hurst, *Legitimacy of the Business Corporation*, 30-44, 48. を参照。これらの考察は、反チャーター・ドクトリンに対する著者たちの当惑、そしてさらには敵意もしばしば際立っている。たとえば、ハーツは法人に反対する主張を、その大半が論争的で「非現実性」によって特徴づけられていると見ていた。それは主に、ハーツが誤って、反チャーター派の代弁者たちがあらゆる法人の正統性を否定したと想定したことに拠る。デイヴィスは、反法人の主張を「偏見」に起因するものとした（I, 450, II, 303）。ハーストは、反チャーター・ドクトリンの標準的言明を「混乱した」ものとして記述し、その「混乱」を正そうとした（30, 31ff.）。